

患者さんへ 大切なお知らせ

12月2日以降も、これまでどおり『健康保険証』で受診できます。

◇国は12月2日に現行の保険証を廃止するとしていますが、現在お持ちの保険証は最長で1年間は使うことができます。

◇マイナ保険証を持っていない人には、今後、「資格確認書」が自動的に交付されます。
(交付申請は不要です)

◇「資格確認書」は現行の保険証と同じように使えますので、安心して受診してください。